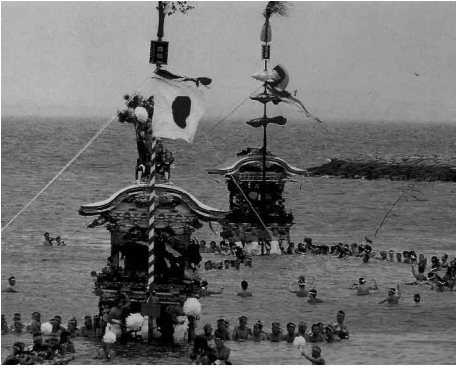


文化財を大切に

11月1日～7日は
文化財保護強調週間です



国指定天然記念物「清田の大クス」



市指定無形民俗文化財「三谷祭」の海中渡御

文化財って？

「文化財」と聞くと、まず思い浮かべるのは、仏像や絵画、陶磁器などといった「形のあるもの」ですが、そのほかにも「伝統的な行事」「歴史的価値のある景観」「貴重な動物の生息範囲」なども文化財に含まれます。

文化財いろいろ

- 文化財は、大きく分類すると、次の5つに分けられます。
1. 有形文化財
建造物、絵画、彫刻、工芸、古文書、考古資料など。
 2. 無形文化財
演劇、音楽、工芸技術など人間の「わざ」に関するもの。
 3. 民俗文化財
衣食住、信仰、年中行事などの

風俗や習慣。また、それに用いる道具など。

4. 記念物
貝塚、古墳、城跡などの史跡や天然記念物など。

5. 伝統的建造物群
城下町や宿場町、門前町など伝統的な建造物。

文化財の指定

文化財には、国・県・市の指定があります。蒲郡市にも、全部で118件の指定文化財があり、内訳は次のとおりです。

- ・国指定文化財 6件
- ・県指定文化財 7件
- ・市指定文化財 105件

これらのうち、もっとも新しく指定されたものは、坂本町の「勝善寺参道石段」です。江戸時代から受け継がれてきた貴重な建造物として、平成9年に市指定文化財となりました。

身近な文化財

現在、わたしたちは、神社やお寺、博物館などで、収蔵・展示されているさまざまな文化財を見ることが出来ます。また、それ以外にも、「清田の

大クス」「八百富神社社叢」「ヒメハルゼミ生息地」「三谷祭」「上ノ郷城跡」「三河地震による地割れ」などのように、身近なところに存在する文化財もあります。わたしたちは、まさに文化財に囲まれて生活しているのです。

守ろう！文化財

文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきたわたしたちの貴重な財産です。先人から受け継いだ文化財を適切に保護し、次の世代に伝えていきましょう。

県指定有形文化財

「鉄地銀象嵌円頭大刀(権現山古墳出土)」



つばはばき (鐔・鍔)



(円頭部)

博物館

68 1 8 8 1